

声明文

2022年12月28日

入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合

2022年6月17日、名古屋検察庁は、2021年3月6日に名古屋出入国在留管理局内で死亡したウィシュマさん死亡事件についての殺人罪での刑事告訴に対して、「嫌疑なし」として不起訴処分をしました。これに対して、同年8月8日、ウィシュマさんの遺族は、名古屋第一検察審査会に対して、殺人罪での起訴相当の判断を求めて審査請求をしました。同年12月23日、同審査会は、同審査請求について、「業務上過失致死について不起訴不当」という判断を出しました（事件番号令和4年（申立）第57～同第69号）。

私たち市民は、この事件について、ウィシュマさんを死に追いやった名古屋出入国在留管理局局長ほかの幹部・職員らが誰も刑事責任を取らないということには、到底、納得ができません。同年12月12日から26日まで行った、検察審査会に対して起訴相当の判断を求める署名には、3万筆を超える署名が集まりました。

そして、本日12月28日には、同審査会の不起訴不当の意見と、3万筆を超える署名が集まったことに象徴される市民の声を受けて、名古屋検察庁が、業務上過失致死罪について速やかに起訴をすることを求める要請書を提出しました。

検察審査会は、検察が不起訴にした判断が妥当だったかどうかを、有権者からくじで選ばれた11人が、審査する制度です。審査は非公開で行われ、審査会が1回目に出す議決は、不起訴の判断には納得できるという「不起訴相当」、不起訴の判断には納得できないという「不起訴不当」、不起訴を取り消して起訴すべきだという「起訴相当」の3種類です。審査会が「不起訴不当」もしくは「起訴相当」の議決をした場合、検察は再び捜査を行った上で起訴するかどうか判断することになります。「不起訴不当」の場合、検察が再捜査した結果、再び不起訴にした場合は2回目の審査は行われません。

今回の名古屋第一検察審査会の議決の要旨では、殺人罪、保護責任者遺棄致死罪に関しては「被疑者らは、医学的知識が乏しい一般人であり、・・・検査結果判明後の被害者の状況を見ても、被害者の命が危険な状態にあることを認識することができなかつたとしても致し方がなかつたと思われる」と記載しています。

つまり、国家が身柄を拘束する以上、入管には被収容者の生命と健康を守る高

度な管理責任義務があることについて議論されておらず、入管の管理責任義務について十分に議論されないままに、殺人、保護責任者遺棄致死罪を問えるほどの責任が医療の素人である職員にはなかったと結論づけています。このような議決が入管収容所内の処遇問題におけるひとつのスタンダードになれば、医療や行動の自由を著しく制限され、自身の生命を守る術すら奪われた被収容者の生命や健康が脅かされる事例が、今後も起きてしまうことが容易に予想できます。

入管には、収容主体として被収容者の命や健康を守る高度な管理責任義務があり、その管理責任義務を果たすことを前提にして入管の収容権は付与されています。今回のウィッシュマさん事件において、この点に関する入管の責任が一切問われず刑事告訴が幕引きされることは、立憲主義にもとづく民主主義国家の市民として容認できません。入管の収容権は、管理責任義務を果たすことなくして成立せず、私たちは、この責任義務を負わずして入管に収容権を与えることを認めることはできません。

名古屋地方検察庁による再捜査においては、上記述べた点を踏まえて、慎重かつ公正に進めたうえ、起訴処分とすることを強く要請します。

以上